

利根町にお住まいの方の  
出会いを応援！



# いばらき出会いサポートセンター 入会登録料の一部を助成します

町では、令和4年4月1日以降に、  
いばらき出会いサポートセンターに入会した方に、  
入会登録料（2年間で11,000円）の一部（5,000円）を助成します。



申請方法など、  
詳しくは利根町HPへ

【問い合わせ先】 まち未来創造課シティプロモーション係 citypro@town.tone.lg.jp ☎0297-68-2211（内線243）

## であいバ



### いばらき出会いサポートセンターとは？

いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身の方の出会いの場づくりを目的とし、茨城県と（一社）茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した団体です。  
会員制のパートナー探しの支援や、ふれあいパーティーの開催など、さまざまな出会いの場を提供しています。

電話：029-224-8888 <https://www.ibccnet.com>



であいバHP

### 新システム AI マッチング

入会の際に登録するプロフィールや価値観診断テスト（任意受検）の結果を基に、AIが相性のよい相手を紹介します。

価値観診断テストにより、価値観を可視化し、AIがより成婚に向けて高い交際率となるような組み合わせを抽出してマッチングを行います。

自身でお相手を選ぶのとは違った視点から、お申し込みをするお相手を見つけることが可能です。

※必ず紹介があるわけではありませんので、ご了承ください。



## 避難行動要支援者名簿の登録のご案内

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご本人などの申請により「避難行動要支援者名簿」を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関（民生委員、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会などの行政区）と情報を共有しています。

### ▼登録の対象者

- ・65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- ・介護保険の認定を受けている方（要介護3～5）
- ・身体障害者手帳を持っている方（1級、2級）
- ・療育手帳を持っている方
- ・精神保健福祉手帳を持っている方
- ・その他、支援を必要とする方

### ▼登録の方法

名簿への登録を希望する方は、「避難行動要支援者登録名簿申請書」を福祉課窓口へ直接、または各地区の民生委員を通じて申請してください。

### ▼登録する内容

避難行動要支援者名簿には、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、身体状況、避難を支援して下さる方（避難支援者）の情報などの内容を登録します。

### ▼登録の抹消について

避難行動要支援者への登録者が次のいずれかに該当する場合は、「避難行動要支援者登録名簿抹消申請書」を福祉課に提出してください。

- ・登録者が死亡したとき
- ・登録者が町外に転出したとき
- ・登録者が削除を希望したとき

### ▼申し込み・問い合わせ先

福祉課 ☎68・2211（内線122）

## 家庭ごみ思いやり訪問収集のご案内

集積所までごみを排出することができない高齢者や障がい者の方などのご自宅を、ごみ収集業者が訪問してごみを収集する事業を行っています。訪問収集を受けることができるのは、町内に居住し、左記の①から③までのうち、いずれかを満たす世帯となります。（ただし、同一敷地内または近隣に親族などが居住しており、ごみの排出の協力が得られる場合は対象外となります。）

### ▼対象となる方

- ①介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護1以上で、65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯
- ②身体障害者手帳を有し、2級以上の等級に認定された肢体不自由または視覚障害のある一人暮らしの障がい者世帯
- ③右記①、②で掲げる高齢者および障がい者のみで構成される世帯

### ▼収集の内容

- ・もえるごみ・毎週火曜日
  - ・もえないごみ・資源物：毎月第1・3金曜日（一括収集）
- ※収集日は全地区共通です。（なお、ゴールデンウィークや年末年始は、変更になる場合があります。）

### ▼収集の方法

ごみ収集業者が利用者のご自宅にうかがい、利用者が指定する場所に排出されたごみを収集します。ゴミの分別、収集、声かけに関する詳細は、申請時にお伝えします。  
※町指定ごみ袋やステッカーは、各自でご用意ください。  
なお、ご希望の方には、ごみの収集時に声かけによる安否確認を行っております。

### ▼申し込み方法

生活環境課窓口での事前申請が必要となります。（申請に必要な書類は、生活環境課の窓口にて用意してあります。）  
※申し込みは利用希望者・希望者世帯の構成員・親族・介護者・民生委員などにより申請が可能です。ただし電話や郵送での申し込みはできません。申請者が窓口にお越しください。

### ▼申請に必要なもの

- 申請者および利用希望者の身分証明書（免許証・保険証など）
- 利用希望者の介護保険被保険者証または障害者手帳
- 申請者および利用希望者の認印

### ▼受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで  
※正午から午後1時までの時間は除きます。

### ▼受け付けから決定までの流れ

申請書に必要事項を記入のうえ提出していただき、同時に収集開始希望日や利用希望者の現況、生活状況などをお聞きします。

内容については審査のうえ、後日、決定通知書を発行いたします。なお、決定通知書は収集を「承認する」「承認しない」に関わらず発行いたします。※収集を承認した場合、収集開始日など、利用者または申請者の方にご連絡いたします。

### ▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 ☎68・2211（内線234）